

支援について

事業所のページへ移動する場合は、事業所情報検索ページから検索してください。

産業用ロボット導入事前検証・事業化可能性調査事業費補助金

産業用ロボット導入事前検証・事業化可能性調査 事業費補助金

国内企業のロボット導入は、導入コストに加え、費用対効果の検証が難しいことが課題となっています。

本補助事業は、中小企業へのロボット導入システムの導入に向けたシミュレーションのための費用を補助することで、ロボットシステムの導入を促進し、生産性向上を図るとともに、そのシステムを構築するロボットシステムインテグレータ業務を推進することを目的とします。



補助金の支払いを受けるまでの手続きとスケジュール



補助対象者

※中小企業者とは、次のいずれかに該当する者であって、国内に事業所又は住所を有するものをいう。

1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
2. 中小企業出資の促進に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（常用取締役を除く。）
3. 特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その原資又は関係の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものであるもの

補助の対象となる経費

✓ 区分

研究委託費

✓ 内容

ロボットシステムインテグレータ等による、産業用ロボット導入事前検証・事業化可能性調査にかかる以下の費用

A) 生産技術コンサルティング

現状分析、改善提案

B) 自動化企画構成

生産工程の分析及び産業用ロボット導入の検討、リスクアセスメント

C) 要素技術検証

個別シミュレーション、実験可能性試験

D) 仕様書作成

納入仕様書のユーザーガイド仕様書の作成

【以下の経費（別項）は、補助対象となりません】

- 調査のために必要な機械装置の購入費、製作費、運搬費及びリース料、搬送を受けよりとする中小企業者において調査事業に比準する者の人件費
- 交付決定より前に対象事業実施を完了した経費
- 取引に係る消費税及び地方消費税

✓ 補助率

補助対象経費の2分の1に相当する額以内、1件あたり50万円を上限とします。

✓ 補助回数

補助支援を受けようとする中小企業者が提出できる事業計画書は、1案件とします。

✓ 申込受付期間

令和4年4月1日（金曜日）～原則 迄申請の受付期間はありませんが、実績報告書を期限内に提出可能な時期までに御申請ください。

産業イノベーション推進課（sangyo-innovation@ec.chiba-npo.jp）まで御確認ください。

電子メールにて御申請の場合は、件名を「ロボット導入補助金」として御連絡ください。

▶産業用ロボット導入事前検証・事業化可能性調査事業費補助金

✓ 交付要領・交付要領・申請様式

- 交付要領 (PDF:261.2KB) >
- 交付要領 (PDF:127.3KB) >
- 交付要領様式 (Word:63.0KB) >
- 交付要領様式 (Word:66.0KB) >